労働組合あおぞらユニオン規約

東京都豊島区東池袋 1-36-3
池袋陽光ハイツ 502 号

TEL： 03-6912-8175
FAX：050-1177-2489

あおぞらユニオン
AOZORA UNION

労働組合あおぞらユニオン規約

第１章 総則

第１条（名称）
本組合は労働組合あおぞらユニオン（以下、「組合」という。）という。
第２条（所在地）
組合は事務所を東京都豊島区東池袋 1-36-3 池袋陽光ハイツ 502 号におく。
第３条（目的）
組合は団結と相互扶助の精神により組合員の労働条件を維持改善し、経済的・社会的地位の向上を図ることを目的とする。
第４条（事業）
組合は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
（１）組合員の労働条件の維持改善に関すること
（２）組合員の福祉の増進と文化的地位の向上に関すること
（３）労働協約の締結、改定及び経営の民主化に関すること
（４）同一目的を有する団体との協力、提携に関すること
（５）その他目的達成に必要なこと

第２章 組合員

第５条（資格）
組合員は、企業の別を問わず、労働者（正社員、契約社員、派遣労働者、個人事業主、その他名称のいかんを問わない。）及び失業者その他組合の目的に賛同する者であって、組合が承認した者によって組織する。
２　前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する者は組合員となることができない。
（１）使用者又はその利益を代表する者、但し名ばかり役員を除く
（２）人事、労務その他労働条件の決定に関与し、機密事項を取り扱う管理監督者、但し名ばかり管理監督者を除く
（３）組合の運営を妨害する目的をもって加入しようとする者
（４）その他組合が不適当と認めた者
第６条（資格の平等）
何人も、いかなる場合においても、人種、宗教、性別、門地又は身分によって組合員たる資格を奪われない。

第７条（権利）
組合員は平等に次の権利を有する。
（１）この規約に基づき、すべての問題に参与し均等の取扱いを受ける権利
（２）組合役員その他の代表に選挙され、若しくは選挙する権利
（３）この規約に基づき、自由に意見を表明し議決に参加する権利
（４）組合役員及び機関の活動の報告を求め解任を請求する権利
（５）制裁処分について弁明し得る権利
第８条（義務）
組合員は平等に次の義務を負う。
（１）規約及び大会の決議に従い、機関の統制に服する義務
（２）組合費及び機関で決定したその他賦課金を納める義務
（３）規約に基づく各会議に出席する義務
（４）組合の機密をもらさない義務
第９条（加入の手続）
組合に加入するときは、所定の加入申込書に必要事項を記載のうえ、執行委員長に提出し、執行委員会の承認を得るものとする。
第 10 条（資格喪失）
組合員は次の場合にその資格を失う。
（１）削除
（２）削除
（３）除名されたとき
（４）脱退が認められたとき
（５）第５条２項に該当したとき
第 11 条（脱退の手続）
組合を脱退するときは、所定の脱退届に必要事項を記載のうえ、執行委員長に提出するものとする。
脱退後は組合に対する一切の権利を失い、既納の金品は返却しない。

第３章 機 関

第 12 条（機関の種類）
組合に次の機関を置く。
（１）議決機関
ア 大会（定期、臨時）
イ 職場委員会
（２）執行機関
ア 執行委員会

（３）監査機関
ア 会計監事

第１節 議決機関
第 13 条（大会）
大会は組合の最高議決機関であって組合員全員をもって構成し、定期大会と臨時大会とする。
第 14 条（定期大会）
定期大会は毎年１回、原則として〇月に開催するものとし、執行委員会がこれを招集する。
第 15 条（臨時大会）
臨時大会は次の場合〇日以内に開催するものとし、執行委員会がこれを招集する。
（１）執行委員会又は職場委員会が必要と認めたとき
（２）組合員の３分の１以上から連署により理由を明らかにして要求があったとき
第 16 条（告示）
大会の日時、場所、議題等は、開催の日から 30 日前に告示しなければならない。
ただし、緊急の場合はこの限りではない。
第 17 条（付議事項）
大会の付議事項は次のとおりとする。
（１）運動方針の決定と経過報告の承認
（２）綱領及び規約の改正
（３）予算の決定及び決算の承認
（４）労働協約の締結、改正、期間の延長
（５）争議行為の開始及びその終結
（６）資産の管理及び処分
（７）上部団体への加盟、脱退
（８）組合員の表彰及び制裁
（９）役員の選任及び解任
(10) 組合の統合及び解散
(11) その他以上の事項に準ずる重要な事項

第 18 条（定足数と議決）

大会の定足数は組合員の３分の２とし、この規約に定める事項の他は出席者数の過半数をもって議決する。
ただし、前条(2)、(5)の場合は、組合員の直接無記名投票を行い、(2)については、組合員総数の、(5)については有効投票数の過半数をもって決定する。
第 19 条（議長）
大会の議長は、組合員の中から立候補又は推薦により選出する。
第 20 条（職場委員会）
（１）職場委員会は、大会に次ぐ議決機関であり、役員及び職場単位に（○名に１名の割合
で）選出された職場委員をもって構成する。
（２）職場委員会の議長は、職場委員の互選により選出する。
（３）職場委員会は、必要に応じて執行委員長が召集し、次の事項を討議する。
ア 大会から次期大会までの日常活動の方針決定と経過報告
イ 会計の中間報告
ウ 疑義を生じた規約の解釈
エ 規約に基づく諸規定の決定と改廃
オ その他、執行委員会が必要と認めた事項
（４）職場委員会の定足数、議決等については、大会に準ずる。

第２節 執行機関
第 21 条（執行委員会）
執行委員会は、大会において決定された事項及び規約に定められた組合業務を執行する。
第 22 条（構成と招集）
執行委員会は、執行委員長、副執行委員長、書記長、会計、執行委員をもって構成し、
執行委員長がこれを招集する。
第 23 条（定足数と議決）
執行委員会は、委員の過半数をもって成立し、出席者の３分の２をもって議決する。
第 24 条（専門部）
執行委員会のもとに次の専門部を置く。
（１）組織部
（２）教育宣伝部
（３）調査部

（４）文化厚生部

第４章 役員

第 25 条（種類）

組合に次の役員を置く。

（１）執行委員長　　１名
（２）副執行委員長　　１名
（３）書 記 長　　１名
（４）会　　計　　１名
（５）執 行 委 員　　若干名
（６）会 計 監 事　　２名

第 26 条（職務）

役員の職務は次のとおりとする。

（１）執行委員長‥‥組合を代表し、業務を統轄する。
（２）副執行委員長‥‥執行委員長を補佐及びその職務を代行する。
（３）書 記 長‥‥日常の業務の他、文書及び記録の整理、保管に当たる。
（４）会　　計‥‥組合費の徴収、組合費の管理及び運用を行う。
（５）執 行 委 員‥‥各専門部を担当し、組合業務を執行する。
（６）会 計 監 事‥‥執行機関と独立して、組合の会計業務を監査し、定期大会において報告する。

第 27 条（任期）

各役員の任期は、大会から次期大会までとし再選を妨げない。ただし、役員中に欠員が生じたときには原則として補充選挙を行う。この場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

第 28 条（解任）

役員が任務を怠り又は機関の決定に反する行為をした場合は、大会において出席者の３分の２以上の賛成により解任することができる。

第５章 選 挙

第 29 条（選挙管理委員の選出及び職務）

選挙の公正を期すため選挙管理委員会を置く。この委員は３名とし、執行委員会が委嘱する。選挙管理委員は選挙に関する一切の職務を行う。

第 30 条（役員の選挙）

役員は、組合員の直接無記名投票によって選出する。

第６章 会 計

第 31 条（経費）

（１）組合の経費は、組合費、臨時組合費、寄附金及びその他の収入をもって充てる。
（２）会計帳簿は組合員の請求があれば、いつでも公開しなければならない。
第 32 条（組合費）
組合費の額及び徴収方法は大会で定める。

① 月次組合費は月を単位として、１ケ月 1,000 円とする。

② 大会で必要と認めたときは臨時に組合費を徴収することができる。

③ 組合費等は下記口座を精算口座と定め、振込手数料は組合員の負担とする。

④ 月次組合費は組合加入月に、12 ケ月分を一括して納入する。

振込先

【名義】ロウドウクミアイアオゾラユニオン

【銀行】ゆうちょ銀行　【店名】〇一八（ゼロイチハチ）

【口座番号】７８８６２６５

記号：10150　　番号 78862651

④ 組合活動により特別の支援を受けた場合、必要かつ合理的な範囲で費用負担を求めることができる。その内容及び基準は透明性をもって事前に定める。
第 33 条（会計年度）
組合の会計年度は、1 月 1 日より１２月３１日までとする。
第 34 条（会計監査）
組合の会計は、組合員の中から選出された会計監査がこれを監査する。なお、必要に応じて職業的に資格がある会計監査人による監査を受けることができる。その結果を少なくとも毎年１回組合員に公表する。

第７章 争 議

第 35 条（同盟罷業権（ストライキ）の行使）
同盟罷業権の行使は、組合員の直接無記名投票により、有効投票数の過半数の決定による。
第 36 条（闘争委員会）
執行委員会は、職場委員会にはかり、必要に応じて闘争委員会を置くことができる。

第８章 賞 罰

第 37 条（表彰）

組合員で、組合発展のため功労のあった者又は他の模範となると認められる者は、大会の
決議によりこれを表彰することができる。

第 38 条（制裁）

組合員で次の各号に該当する者は、その情状によって大会の決議により制裁を加えることが
できる。

（１）組合の規約又は決議に違反した者
（２）組合の統制を乱し又は運営を妨げた者
（３）組合の名誉をき損した者
（４）組合員の義務を怠った者
（５）その他各号に準ずる不適当な行為のあった者

第 39 条（制裁の種類）

制裁の種類は、戒告、権利停止及び除名とする。

第 40 条（制裁の手続）

前条の制裁は、戒告及び権利停止は大会出席者の過半数の賛成をもって、除名は３分の２
以上の賛成をもって決定する。ただし、制裁の決定の前に必ず本人に弁明の機会を与えなければならない。

第９章 解 散

第 41 条（解散）

組合の解散は、組合員の直接無記名投票による組合員総数の４分の３以上の賛成をもって決定する。

第１０章 規約の改廃

第 42 条（規約の改廃）

本規約は組合員の直接無記名投票による組合員総数の過半数の支持を得なければ改廃することができない。

【附則】

本組合は 2017 年 1 月 1 日開催の組合結成大会により承認設立された。
本規約は 2017 年 3 月 1 日から施行する。

【改廃履歴】

2017 年 11 月 1 日	本部住所変更にともない第２条改訂
2018 年 10 月 11 日	第 27 条 2 項　加筆
2018 年 12 月 1 日	第 27 条 1 項　加筆
2019 年 4 月 1 日	第 2 条　住所表記の訂正
	第 24 条　加筆
2023 年 1 月 10 日	第 27 条 2 項　訂正
	3 項　訂正
2023 年 11 月 1 日	第 27 条 2 項　削除
2025 年 1 月 1 日	全面改正
2025 年 2 月 1 日	32 条③加筆
2025 年 12 月 20 日	5 条項 2 号（1）加筆
	5 条項 2 号（2）加筆
2026 年 7 月 1 日	10 条（1）削除
	10 条（2）削除
2026 年 9 月 1 日	32 条④加筆